



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 訓 令	所管課(室)名
○長崎県税取扱規程の一部改正	税 務 課
◎ 告 示	
・一般競争入札の参加者の資格等	情報システム課
・保安林の指定(4件)	林 政 課
・道路の供用開始	道 路 維 持 課
・公有水面埋立ての免許	港 湾 課
◎ 公 告	
・一般競争入札の実施	情報システム課
・大規模小売店舗の新設の届出	経 営 支 援 課
・有明海及び橘湾の再生に関する長崎県計画の変更	漁 政 課
・県営土地改良事業の工事の完了	農 村 整 備 課
・土地改良区の役員の就退任	〃
◎ 雑 報	
・令和3年度行政書士試験の合格者	総 務 文 書 課

## 訓 令

### 長崎県訓令第1号

本 庁  
振興局

長崎県税取扱規程(昭和47年長崎県訓令第18号)の一部を次のように改正する。

令和4年1月28日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(法人の事業税の更正又は決定の請求手続) 第13条 略 2 振興局長は、 <u>法第72条の48の2第2項の規定により法人の行う事業に係る課税標準額の総額について当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事に対し更正又は決定の請求をしようとするときは、法人事業税課税標準額更正(決定)請求書によって、これを行うものとする。</u> (個人の県民税に係る徴収等) 第81条 略	(法人の事業税の更正又は決定の請求手続) 第13条 略 2 振興局長は、 <u>第72条の48の2第2項の規定により法人の行う事業に係る課税標準額の総額について当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事に対し更正又は決定の請求をしようとするときは、法人事業税課税標準額更正(決定)請求書によって、これを行うものとする。</u> (個人の県民税に係る徴収等) 第81条 略

2～6 略

7 振興局長は、徴税吏員が法第48条第1項の規定により個人の県民税に係る徴収金及び個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金について徴収及び滞納処分を行ったときは、その期間経過後、遅滞なく、市町村長に対し、個人県民税及び市町村民税1人別徴収（滞納処分）状況通知書を送付しなければならない。

別表（第86条関係）

根拠条項	様式名	様式番号
略		
訓令第81条第7項	個人県民税及び市町村民税1人別徴収（滞納処分）状況通知書	略
削除		略
削除		略
略		

2～6 略

7 振興局長は、徴税吏員が法第48条第1項の規定により個人の県民税に係る徴収金及び個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金について徴収及び滞納処分を行ったときは、その期間経過後、遅滞なく、市町村長に対し、個人県民税及び市町村民税徴収（滞納処分）状況通知書並びに個人県民税及び市町村民税1人別徴収（滞納処分）状況通知書を送付するとともに、個人県民税及び市町村民税徴収状況報告書を知事に提出しなければならない。

別表（第86条関係）

根拠条項	様式名	様式番号
略		
訓令第81条第7項	個人県民税及び市町村民税徴収（滞納処分）状況通知書	略
	個人県民税及び市町村民税1人別徴収（滞納処分）状況通知書	略
	個人県民税及び市町村民税徴収（滞納処分）状況報告書	略
略		

様式第9号中「第72条の49第2項」を「第72条の48の2第2項」に改める。

様式第175号を削り、様式第176号を様式第175号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第176号 削除

様式第177号を次のように改める。

様式第177号 削除

附 則

（施行期日）

- この訓令は、公布の日から施行する。  
（様式に関する経過措置）
- この訓令による改正前の長崎県税取扱規程に定める様式のうち、この訓令による改正後の長崎県税取扱規程（以下「新訓令」という。）に定める様式に対応する様式については、新訓令に規定する様式とみなして、当分の間使用することができる。

## 告 示

### 長崎県告示第45号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和4年1月28日

長崎県知事 中村 法道

- 競争入札に付する事項  
内部ファイアウォールの賃貸借及び保守
- 競争入札に参加することができない者
  - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているもの

は、同項第1号の規定に該当しない者である。

- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

### 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

#### (1) 申請の時期

この告示の日から令和4年2月14日までとする。

#### (2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

#### (3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

##### ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

##### イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

##### ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

##### エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

##### 【注】上記「ウ」「エ」について

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。

○長崎県税：新型コロナウイルス感染症による特例制度の「徴収猶予許可通知書」※備考欄に徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありませぬ。の記載があるもの。

○国税：「徴収猶予許可通知書」

##### オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

##### カ 印鑑届（様式第2号）

##### キ 口座振替申込書（様式第3号）

##### ク 取扱品目明細書（様式第4号）

##### ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

##### コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

##### サ その他知事が必要と認める書類

#### (4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

#### (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

### 4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

#### 5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のイからロまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

#### 7 資格の有効期間及び更新手続

##### (1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月30日までとする。

##### (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

#### 8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

##### (3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

### 長崎県告示第46号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年1月28日

長崎県知事 中村 法道

#### 1 保安林の所在場所

平戸市主師町字出口388のヨ第2

#### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び平戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**長崎県告示第47号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年1月28日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林の所在場所  
平戸市主師町字喜藤藏583の3、583の4
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び平戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**長崎県告示第48号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年1月28日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林の所在場所  
平戸市草積町字古屋敷1011の第1、1011の第2
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び平戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**長崎県告示第49号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年1月28日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林の所在場所  
平戸市主師町字箕ノ坪13
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び平戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**長崎県告示第50号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年1月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 498号	佐世保市柚木町2210番1地先から 佐世保市柚木町2210番1地先まで	令和4年1月28日

**長崎県告示第51号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立てを免許した。

令和4年1月28日

多比良港港湾管理者 長崎県  
代表者 長崎県知事 中村 法道

## 1 埋立ての免許年月日

令和4年1月18日

## 2 埋立ての免許を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

名 称 長崎県

所在地 長崎県長崎市尾上町3番1号

代表者の氏名 長崎県知事 中村 法道

代表者の住所 長崎県長崎市尾上町3番1号

## 3 埋立区域

## ア 位置

## (一) 1区

長崎県雲仙市国見町多比良甲字栗谷川103番3に隣接する堤防から字惣田148番29を経て多比良乙字松下1番1に隣接する地先公有水面及び字町下200番41に隣接する国道に隣接する堤防の地先公有水面

## (二) 2区

長崎県雲仙市国見町多比良乙字町下200番1に隣接する堤防から字道下426番に隣接する堤防に至る地先公有水面

## イ 区域

省略（縦覧図書のとおり）

## ウ 面積

1,572.03平方メートル

## 4 埋立てに関する工事の施行区域

## ア 位置

長崎県雲仙市国見町多比良甲字栗谷川103番3に隣接する堤防、104番1に隣接する市道、135番2、103番11から135番2に至り隣接する国道、字惣田136番に隣接する里道、136番、136番に隣接する水路、137番1、137番2、141番11、141番5、141番9、142番8、142番3、142番2、142番9、142番6、148番28、148番27、148番20、148番20に隣接する里道、148番29、148番16、148番18、148番19、148番19に隣接する里道、148番15、148番24、148番23、148番22、148番8、148番25、148番1、148番10、148番9、148番14、136番から148番14に至り隣接する国道、多比良乙字松下1番1、1番39に隣接する里道、1番39、1番40、1番35、1番41、1番44、1番36、1番45、1番46、1番42、1番37、1番43、1番38、1番47、1番48、1番49、1番50、1番18、1番6、1番1に隣接する導流堤、字町下200番14、200番41、200番41に隣接する里道、200番54、200番38、200番39、200番44、200番45、200番46、200番35、200番2、200番34、200番56、200番33、200番55、200番57、200番32、200番51、200番31、200番41に隣接する国道に隣接する河川、200番41に隣接する国道に隣接する堤防、200番73に隣接する無番地、200番73、200番70、200番69、200番68、200番71、200番67、200番66、200番65、200番64、200番63、200番62、200番61、

200番60、200番59、200番58、200番72、200番48、200番48に隣接する水路、200番1、200番27、200番50、200番43、200番53、200番1に隣接する堤防、200番41から200番56に至り隣接する国道、宇道下424番17、424番16、424番15、424番14、427番7、426番に隣接する堤防、424番17から427番7に至り隣接する国道及び426番の各地内並びに多比良甲字栗谷川103番3に隣接する堤防から宇道下426番に隣接する堤防に至る地先公有水面

イ 区域

省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積

40,926.56平方メートル

5 埋立地の用途

道路用地

## 公 告

### 一般競争入札の実施（公告）

物品の借入れについて一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年1月28日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項

内部ファイアウォールの賃貸借及び保守

(1) 借入物品及び数量

入札説明書による。

(2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和4年6月1日から令和9年5月31日まで（60月）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札の方法

前記(1)の物件を入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき「物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ」に係る競争参加資格を得ていること。

(4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

(住所) 〒850-8570長崎市尾上町3番1号

(名称) 長崎県出納局物品管理室

(電話) 095-895-2884

(提出期限) 令和4年2月14日 午後5時00分まで

#### 4 入札参加条件

(1) この入札に参加を希望する者は、入札説明書の別記に掲げる納入しようとする物品の機能証明書を作成し、期限内に提出しなければならない。また、5の部局から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、入札者の作成した機能証明書は5の部局において審査をするものとし、審査の結果、合格した者のみ入札に参加できるものとする。

(2) 機能証明書の提出期限

令和4年2月28日(月) 午後5時00分まで

#### 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住所) 〒850-8570長崎市尾上町3番1号

(名称) 長崎県総務部情報システム課

(電話) 095-895-2233

#### 6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

#### 7 入札説明書の交付方法

(期間) この公告の日から令和4年2月28日(月)までの間(県の休日を除く。)

(場所) 5の部局とする。また、長崎県総務部情報システム課のホームページから入手可能である。

長崎県総務部情報システム課ホームページ：<https://www.pref.nagasaki.lg.jp/section/josei/>

#### 8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 入札書の提出場所及び受領期限等

(提出場所) 長崎県総務部情報システム課(情報基盤班)

(受領期限) 令和4年3月10日(木) 午後5時00分

(提出方法) 直接又は郵便(書留郵便により提出期限内必着のこと。)で行う。

#### 10 開札の日時及び場所

(日時) 令和4年3月11日(金) 午前10時00分開始

(場所) 長崎県庁 3階 0A研修室(長崎市尾上町3番1号)

開札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局等に確認すること。

#### 11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合。なお、「同規模」の契約については、見積もった契約希望金額を次の3段階に区分し判断すること。

a 2,000万円以上

b 2,000万円未満500万円以上

## c 500万円未満

- 12 入札者が代理人である場合の委任状の提出  
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。  
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 13 入札の無効  
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
  - (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
  - (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
  - (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
  - (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
  - (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
  - (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
  - (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
  - (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
  - (9) 納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき（機能証明書の審査を受け、合格しなかった場合を含む。）。
  - (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
  - (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
  - (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
  - (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
  - (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 14 落札者の決定方法
  - (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
  - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
  - (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
  - (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- 15 その他
  - (1) 契約書の作成を要する。
  - (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
  - (3) 調達手続の停止等  
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
  - (4) その他、詳細は入札説明書による。
- 16 Summary
  - (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE ON LEASE:  
Contract for lease and maintenance of internal firewall infrastructure
  - (2) PERIOD OF LEASE:  
June 1, 2022 through May 31, 2027
  - (3) PLACE OF DELIVERY:  
Please see attached information

- (4) TIME-LIMIT FOR THE SUBMISSION OF TENDER:  
5:00 pm. March 10, 2022
- (5) DATE AND TIME FOR THE OPENING OF TENDER:  
10:00 am. March 11, 2022
- (6) POINT OF CONTACT FOR TENDER DOCUMENTATION:  
Information Systems Division,  
General Affairs Department,  
Nagasaki Prefectural Government,  
3-1 Onoue-machi, Nagasaki City,  
Nagasaki Prefecture, 850-8570, JAPAN  
TEL 095-895-2233

### 大規模小売店舗の新設の届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年1月28日

長崎県知事 中村 法道

#### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）コメリBHG平戸店  
長崎県平戸市大野町143番1 外
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所  
株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎  
新潟県新潟市南区清水4501番地1
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎  
新潟市南区清水4501番地1
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
令和4年8月28日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
4,303平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の位置及び収容台数  
建物南側 86台
  - イ 駐輪場の位置及び収容台数  
建物南側 10台
  - ウ 荷さばき施設の位置及び面積  
建物南側 130平方メートル
  - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物内西側 28.54立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前7時00分から午後9時00分
  - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時30分から午後9時30分
  - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
建物敷地南側 2箇所
  - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時00分から午後10時00分

#### 2 届出年月日

令和3年12月27日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び平戸市商工物産課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

**有明海及び橘湾の再生に関する長崎県計画の変更（公告）**

有明海及び橘湾の再生に関する長崎県計画を変更したので、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）第5条第8項の規定により準用する同条第7項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年1月28日

長崎県知事 中村 法道

（「次のとおり」は省略し、その計画書を長崎県水産部漁政課に備え置いて縦覧に供する。）

**県営土地改良事業の工事の完了（公告）**

次の県営土地改良事業は、工事を完了した。

令和4年1月28日

長崎県知事 中村 法道

地区名	事業の名称	工事着手時期	工事完了時期
田尻	県営水利施設等保全高度化事業（一般型（排水対策特別型））	平成22年7月20日	令和2年6月8日

**土地改良区の役員の就退任（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、田平土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和4年1月28日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
北 川 貢	平戸市田平町深月免297番地	小 川 隆 友	平戸市田平町以善免238番地

**雑 報**

**令和3年度行政書士試験の合格者（公告）**

令和3年度行政書士試験の合格者を次のとおり公示する。

令和4年1月28日

一般財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 多賀谷 一照

受験番号 8310005 8310010 8310012 8310015 8310018 8310020 8310047 8310050 8310052

8310059 8310064 8310069 8310085 8310100 8310150 8310154 8310162 8310168  
8310206

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通 (八九五)  
二二一四一

印刷所  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト